

令和5年11月13日

課(局)長 各位

志免町長 世利良末

令和6年度予算編成方針について

志免町財務規則第10条に基づき、令和6年度の予算編成方針を定めたので通知する。各所属長は、施策別に示される上限額に収まるよう調整し、予算要求すること。

令和6年度予算編成方針

1 経済の状況と国の動向

内閣府の『月例経済報告』によると、「我が国の景気は緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されているが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、また物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

このような中、国は『経済財政運営と改革の基本方針2023』（令和5年6月16日閣議決定）において「コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているなか、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図るとともに、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けた取り組みを進める」とされている。さらに、令和6年度予算については、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化・新たな経済成長の軌道に乗せていくための、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化等重要政策課題に必要な予算を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 志免町の現状と今後の見通し

令和4年度決算において歳入では、調定額の増加に伴い町税収入が令和3年度決算から増加した一方で、ここ数年順調に推移していたふるさと納税による寄附金が大幅に減収となっている。歳出においては、扶助費を中心とした義務的経費の増加のほか、町民センター改修事業等公共施設の老朽化対策に伴う普通建設事業費の増加等多くの財政需要が見込まれ、健全な財政運営を行う上で大きな課題に直面している。

これらに加え、国の「こども未来戦略方針」に基づく少子化対策・こども政策の抜本強化やゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素の加速化、物価高騰への対応等を行いながら、デジタルトランスフォーメーションへの取組など、コロナ禍からの正常化に向けて、多様化・複雑化する行政課題への対応についても取り組んでいく必要がある。

3 予算編成の基本方針

- (1) 前述した行政課題に取り組むため、財源確保に努め、前例踏襲から脱却し、事業の再構築をすすめつつ、第6次総合計画及び第2期総合戦略におけるまちの将来像の実現を目指す予算編成とする。

- (2) 国の取組と歩調を合わせながら、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、住民の利便性の向上を図る。
- (3) 第6次総合計画の6つの基本目標(政策)を実現するため、基本計画において位置づける17本の施策に配分を行う施策別枠配分方式による予算編成を行う。第6次総合計画及び第2期総合戦略との整合を図り、前期基本計画(令和3年度~7年度)に特に力を入れて取り組む必要があるとして位置付けられた重点取組を意識した予算編成とする。
- (4) 第6次総合計画の重点取組又は第2期総合戦略の具体的な施策に位置付けた取組のうち、成果が上がっていない取組や住民満足度の向上が必要な8つの取組を『最優先』と位置づけ、これらの経常経費は、優先的に予算配分を行い、配分額決定に用いる配分調整率を他の取組の方向性基準に比べて高く設定する。臨時的経費は採択基準の順位を他の方向性基準に比べてより高く設定する。

◇取組の方向性基準中、「最優先」とするもの

- ① 2-3 スポーツ活動・文化活動ができる場を提供する
- ② 6-1 確かな学力、体力の向上を図る
- ③ 6-2 豊かな心を育てる
- ④ 6-4 安全で快適な教育環境を整える
- ⑤ 7-2 子どもの健全育成を推進する
- ⑥ 13-2 災害時に迅速に対応できる体制を確立する
- ⑦ 15-2 快適な住環境を整える
- ⑧ 17-1 行政サービスの向上と情報化を進める

次に、「最優先」に該当しないもののうち、成果が上がってない取組や住民満足度の向上が必要な12取組を『優先』とし、『最優先』に続く配分とする。

◆取組の方向性基準中、「優先」とするもの

- ① 2-1 スポーツ活動を支援する
- ② 5-1 子育てしやすい保育環境を整える
- ③ 5-3 子どもの障がいや発達に応じた支援を充実させる
- ④ 5-4 安心して子育てできる環境を整える
- ⑤ 6-3 学校、家庭、地域が連携・協働し、まちの教育力を高める
- ⑥ 7-1 子どもの居場所をつくる

- ⑦ 8-1 町民の健康意識を高め、健康管理・健康づくり活動を促進する
- ⑧ 9-1 地域で高齢者を見守り、支援する
- ⑨ 9-2 高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援する
- ⑩ 9-3 介護予防と健康づくりによる自立した生活を支援する
- ⑪ 12-1 地域ぐるみの防犯活動の促進と防犯環境を整える
- ⑫ 16-1 健全な財政運営を行う

最後に、『最優先』、『優先』どちらにも該当しない 33 取組を『維持』とし、一番低い配分調整率を設定し、予算配分を行う。

取組の方向性基準ごとに配分率を決定した後、施策ごとにその配分額を積み上げ、合計した額をもって各施策への配分額とする。この配分額以内で各施策において調整を行い、予算を要求する。

4 予算編成に際しての留意点

- (1) 身の丈に合った予算を意識し、限られた財源の中、新たな特定財源を探索し、かつ、既存事業の取捨選択を試みる。今後の行政運営において本当に必要な事業なのか精査を行い、成果の向上及び住民の満足度を意識しつつ、効率的・効果的な予算の編成に向け見直しを怠らないこと。
- (2) 予算要求にあたっては、予算額は適切に算出されているか、年度内の執行が可能か否か、十分に精査検討の上、流用・予備費充当を行わず、多額の不用額が発生しない予算を算出すること。また、前年度から増加した予算については、積算根拠、方法、価格の妥当性など合理的に説明できるように準備しておくこと。
- (3) 国及び県の補助（負担）事業は、県との間で十分な事前協議を行うとともに、事業の必要性、効果及び経費負担等について検討を行い、事業の選択を行うこと。また、目先の補助に気を取られるのではなく、当該補助が打ち切りとなった場合の町財政への負担や、維持管理を含めた後年度負担にも十分留意すること。補助金の廃止、縮小などがあった場合は、事業の廃止、縮小も併せて検討すること。

- (4) 公共施設においては、公共施設個別施設計画等に基づき計画的な措置を行う。その際、財源として補助制度など見落とさないように情報の確認は怠らないこと。各施設においては、日常において適切な管理を行い、不要な維持管理費の削減等に取り組むとともに、総施設保有量及び配置の最適化、施設の長寿命化など施設の在り方について都度検討すること。
- (5) 地方債の借入れについては、将来世代への負担を抑えるためにも、交付税措置を有するものを原則としつつ、世代間における負担の平準化を考慮した効果的な運用を考慮し、また、基金については、各基金の目的に沿った積極的な活用を検討すること。
- (6) 一部事務組合負担金については、構成市町村の財政状況も余裕がなく厳しいものであるという認識のもと、町と歩調を合わせた歳出構造の改革を一部事務組合に強く求め、負担額の軽減に繋がるよう努め、各団体等に交付する補助金等については、補助金交付規則及び交付基準等に基づき、監査結果などを適切に反映させた上で予算化を行うこと。

5 特別会計、公営企業会計

国民健康保険特別会計においては、引き続き一般会計からの繰出金に頼ることのない健全な運営の維持に努めること。

また、その他の特別会計、公営企業会計についても、受益者負担の適正化を図り、一般会計からの繰出金・補助金に頼ることのない財政運営を図り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努めること。

特に、公営企業会計は、経営戦略に基づき、企業的性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図り、独立採算制の確保に努め、事業の目的達成に努めること。

引き続き、健全で持続可能な財政構造を堅持した予算編成を行うこと。

別紙

枠配分予算編成について

第1 一般財源見込額

枠外経費、臨時的経費及び経常経費等に配分する一般財源を下記のとおりとする。なお、現時点での町税や地方交付税等の見込額と、枠外経費見込額や経常経費見込額の調査結果などを踏まえ、財政調整基金より 300,000 千円を繰り入れすることとしている。ただし、地方財政計画の確定等で一般財源見込額が増加する場合には、原則として財政調整基金繰入額を減額のうえ調整することとし、一般財源見込額が減少する場合には、できるかぎり臨時的経費の配分額の変更などにより調整を行うものとする。

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
町 税	5,938,936	
地方譲与税	92,001	
各交付金等	1,341,300	
地方交付税等	2,247,838	臨時財政対策債を含む
繰越金その他	332,298	
基金繰入金	382,308	財政調整基金繰入金 300,000 公共施設整備基金繰入金 82,308
合 計	10,334,681	

第2 経費区分

下記の経費区分により一般財源を配分する。施策別枠配分の対象とする経費は、経常経費とし、施策統括課長をもって施策内の関係課の調整を行うものとする。枠外経費の確定後、今後金額に差異が生じた場合は、臨時的経費の配分額変更などにより調整を行う。

また、枠外経費の最終調整枠については、繰出金などの確定額の調整、枠配分により廃止・減額した事業の調整等に使用するものである。

(単位:千円)

区 分	予算編成方法及び経費の内容	一般財源配分額
枠外経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>① 公債費 ② 積立金 ③ 一部事務組合負担金(糟屋地区市町各種団体負担金) ④ 特別会計繰出金 ⑤ 職員人件費(含会計年度任用職員)・議員等報酬 ⑥ 町税過誤納金還付金 ⑦ 債務負担行為にかかる経費 ⑧ 長期継続契約にかかる経費 ⑨ 国の制度にかかる義務的経費 ⑩ 法的に発生する費用 ⑪ 予備費等(最終調整額)</p>	7,543,519
臨時的経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。 緊急度及び施策の方向性などにより採択を行う。</p> <p>① 普通建設事業 ② その他臨時的な実施事業(経費)</p>	450,000
最終調整枠	一部事務組合負担金暫定分等	50,000
経常経費	各施策に配分する一般財源と各課(局)で積算する特定財源により、主体的・自律的に予算編成を行う。	2,291,162
合 計		10,334,681

第3 経常経費の施策別一般財源配分額

経常経費の施策別一般財源配分額は、下記のとおりとする。

(単位:千円)

政策名	施策名	一般財源配分額
“ひと”と“まち” がにぎわい魅力 あふれるまち	01人権の尊重と男女共同参画社会の構築	14,151
	02スポーツ・文化活動の振興	139,275
	03住民活動・地域交流の推進	58,666
	04まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興	35,428
子どもの笑顔が あふれるまち	05子育て支援の充実	375,213
	06学校教育の充実	293,691
	07子どもの健全育成	13,661
健やかでやさしく 支え合うまち	08健康づくりの推進	196,363
	09高齢者福祉の充実	87,897
	10障がい者福祉の充実	107,308
	11社会保障の健全な運営	10,479
安全で安心に暮 らせるまち	12防犯・交通安全対策の推進	12,618
	13防災・減災対策の推進	85,045
環境にやさしく快 適に暮らせるまち	14快適な生活環境の維持と循環型社会の構築	406,143
	15快適な都市基盤の整備	282,627
住民と行政がと もに創るまち	16健全な行財政運営	93,216
	17行政サービスの充実と住民参画・協働の推進	64,738
その他	99 施策に結びつかない事務事業	14,643
合 計		2,291,162

第4 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計は、枠配分予算編成は行わない。

第5 編成日程

予算編成日程は、下記のとおりとする。なお、状況により変更が生じることがあるので、柔軟な対応がとれるよう余裕をもった編成作業を行うこと。

予算査定及び町長レクチャー等の日程は別途通知を行う。

日 程	内 容		
	一般会計	特別会計	公営企業会計
11月13日	予算編成方針決定		
11月30日まで	システム入力 (見込額からの変更及び修正)		参考資料等提出
	・施策別集計表 ・債務負担行為調書 ・変動調書 ・臨時的事業確認書 提出	・要求額調書提出	
12月1日から	財政係にて要求取りまとめ及び 経営企画課レクチャー (※議会の日程等により変更する可能性あり)		予算査定
1月5日から	町長レクチャー (課別に実施予定)	予算査定	
1月26日まで	一般財源確定 臨時的経費採択 枠外経費決定		
1月31日	町長による最終調整		